

緊急！「居宅介護支援費の利用者負担導入についてのアンケート」 報告書（ダイジェスト版）

- （１）調査目的：社会保障審議会介護保険部会での議論を踏まえ、「居宅介護支援費の利用者負担導入」について、会員の意見を聞くため。
- （２）調査対象：一般社団法人日本介護支援専門員協会の会員
- （３）調査方法：協会ホームページの会員専用ページ上での web アンケート
- （４）調査時期：平成 22 年 11 月 18 日（木）17 時 ～ 平成 22 年 11 月 22 日（月）正午
- （５）回収状況：518 件

「居宅介護支援費の利用者導入負担は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量負担はどのように変化しますか」等の質問をし、会員の意見を 11 ブロック単位で各 3 件抽出して掲載しました。

本アンケートは、単に賛成と反対を問うのではなく、サービス量、介護支援専門員、利用者、保険者それぞれの影響を聞いたものです。

すべての意見は後日当協会のホームページに掲載する予定です。

(1) 基礎集計

質問 1-1 回答者の年齢

項目	人数	%
20～29 歳	6	1.2%
30～39 歳	111	22.1%
40～49 歳	158	31.4%
50～59 歳	180	35.8%
60～69 歳	47	9.3%
70 歳以上	1	0.2%
合計	503	100.0%

質問 1-2 回答者の性別

項目	人数	%
男性	187	36.6%
女性	324	63.4%
合計	511	100.0%

質問 1-4 勤務先の種別

種別	人数	%
居宅介護支援事業所	399	77.5%
地域包括支援センター	49	9.5%
介護老人福祉施設	11	2.1%
介護老人保健施設	10	1.9%
介護療養型医療施設	2	0.4%
小規模多機能型居宅介護	2	0.4%
認知症対応型共同生活介護	4	0.8%
特定施設入居者生活介護	4	0.8%
現在、介護支援専門員の業務に就いていない	22	4.3%
その他	12	2.3%
合計	515	100.0%

質問 1-5 勤務先の種別「その他」の回答

- ・医療機関
- ・居宅介護支援事業所立ち上げ準備中
- ・勤務していません。
- ・現在就労していません。
- ・歯科医院
- ・社会福祉協議会
- ・社会福祉協議会の管理職兼法令遵守責任者
- ・社団法人
- ・職能団体
- ・町役場
- ・認定調査員

質問 1-6 特定事業所加算の有無

項目	人数	%
I	30	7.6%
II	136	34.4%
算定無し	229	58.0%
合計	395	100.0%

質問 1-7 介護支援専門員としての登録年数

項目	人数	%
3 年未満	53	10.3%
3～5 年未満	84	16.4%
5～10 年未満	205	40.0%
10 年以上	171	33.3%
合計	513	100.0%

質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無

項目	人数	%
有	239	46.5%
無	275	53.5%
合計	514	100.0%

質問 1-9 管理者か否か

項目	人数	%
管理者	298	58.4%
否	212	41.6%
合計	510	100.0%

(2) 会員の意見

①北海道ブロック

質問 1-1 年齢	39 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
認知症のある独居も多く、ヘルパーの量を減らさなければならない。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
信頼関係が崩れる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
自己負担が発生すれば、言う事の聞くケアマネが人気になり、本人や家族の希望が 100%のプランとなり、ニーズとは離れたプランを作成しなければならなくなる。頑張っているケアマネは、ストレスがたまり、離職者が増える。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
情報量や介護保険を知らない人利用者作成する為に、利用者にとってマイナスになる。お金の余裕のある利用者が、良いサービスを受け、ない人は、本当はもっと良いサービスを受ける事が出来るのに、出来なくなり、余生を幸せに過ごす事が出来ない人が出てくる恐れがある。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
利用者の奪い合いになる為に、専門的な判断でのニーズでは、ディマンドプラン作成ケアマネが増える。専門性はなくなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者の作業が増え、他の相談などの業務に影響がでる。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
地域の実情や現在の現場などを知らない馬鹿な政治家や有識者はいない。高齢者様が、いつもまでも住み慣れた地域や自宅で、自分らしく生き生きとした生活を行う事を阻害するような改正はいらない。			

質問 1-1 年齢	52 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
当然、限度額ぎりぎりの方はサービス抑制せざるを得なくなるし、1 割分を含めたサービスプランを作成することになり、実際に受けるサービスが減少すると考える。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
より厳密なケアマネ業務（制度に精通し、質の高いマネジメント）が求められていることを再認識し、自己研鑽に励むか否かが重要になってくる。これまで手を抜いていたケアマネがいたとしたら厳しくなるのではないだろうか。事業所というより、個人に質が問われてくるように思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 3 同様			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランは当然と思える。世代が変わり、これからは団塊の世代がサービスを利用することになる。その際、これまで通りの高齢者の支援では到底通用しないと強く思っているところである。例えば、会話能力においては広い話題性が必要となるし、モニタリングを通じて対話できなければケアマネの必要性は薄くなるであろう。自立性・利用者本位を考えるとセルフケアをバックアップする体制作りシフトする事業所も出てくるのではないかと。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
質問 5-1 同様			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
当然、大きな法人では赤字部門は廃止するであろう。むしろ、細々と続けている小さなところや独立型であればまだ生き残れるのかもしれないが・・・。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者は給付管理が大変になるだろうからそれだけを委託する事業が始まるのではないかと予想する。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
利用者負担を導入するということはケアマネはサービス事業所の一人ということになり、「公正・中立」はやはりうたい文句でしかないのかと思う。今でも、中規模以上の事業所をあつくし、大規模化しようとしているのだから、先ほどは独立型や一人ケアマネは細々と・・・と述べたが、益々寡占化は進み、大手介護事業所しか受注できなくなるのではないかと。やりがいを抛り所に薄給でもがんばっている者たちにとってはこのケアマネ業務から足を洗わざるを得なくなることは避けたいものだ。			

質問 1-1 年齢	28 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	北海道	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
ご利用者は基本的に自分が受給している年金でサービス利用をしているので、利用者負担が必要となれば、金銭的な負担を減らすため利用しているサービスを抑制するようになると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
現在利用されている方の利用者負担が発生することで利用されなくなる、また、新たに利用される方が現れない可能性があり、経営が困難となると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
多くの利用されている方は、実際ケアマネジャーがどのようなことを行っているのかわからない部分が多いと思われ、実際に事業所との調整やプラン作成、請求事務などの作業を行い、業務の困難さで、必要なサービス利用を行わずに生活せざるを得ない方が増えるのではないかと思います。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の存在が必要なくなってしまうのではないかと思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 4 と同じ。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
現在の業務にセルフケアプランの確認・請求業務が追加されるとなると保険者の業務負担は多大なものがあると思われまます。地方の小さな町は、保険者の職員も少ない中で兼務しながら行っているのでスムーズに業務が進まないのでは？と思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対です。			

②東北ブロック

質問 1-1 年齢	53 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	岩手県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
<p>質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。</p> <p>1 か月 3 万円程度の年金受給者が多く、デイサービスに 2 回行きたくても 1 回にしている、訪問介護生活援助 1 時間を増やすのさえ躊躇する利用者がいます。そのような方に、介護保険料の他に、サービス利用料さらに居宅介護支援費まで負担しなさいということは、サービス利用をやめなさいということに等しいと思います。</p>			
<p>質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。</p> <p>毎月利用者から介護支援費をいただくということになると、非常に身の引き締まる思いがします。それは私たちにとっては良いことです。しかしながら、ケアプランのサイクルでは何回も訪問をしながらアセスメントしサービスを組み立てる時期と、落ち着いて月に 1 回のモニタリングで良い時期とあります。30 名位担当していれば、今月は S さんが大変、でも Y さんは落ち着いているといった流れの中で 1 か月間の仕事をしています。それを毎月定額の支援費を払っているのだからいつも同じような関わりを要求されればパンクしてしまいます。</p>			
<p>質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。</p> <p>当事業所では、特地加算と特定事業所加算Ⅱを算定しています。そのほかに利用者によっては独居加算、認知症加算も算定しておりますので、居宅介護支援費は高くなります。事業所の質を高め特定事業所加算Ⅰを算定できるようにと目指しておりましたので、腰砕けの状態です。利用者はどうしても安い所を選ぶと思われれます。その時に当事業所が利用者の立場に立って自立支援を行っているかをアピールすることはかなりの手間となります。その時間を利用者の支援に回したいというのが本音です。</p>			
<p>質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。</p> <p>セルフケアプランの作成の指導は包括で行うのでしょうか。時間的にも人数的にも大丈夫でしょうか。</p>			
<p>質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。</p>			
<p>質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。</p>			
<p>質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。</p> <p>現状でも包括支援センターの役割を果たせていないのに、大丈夫でしょうか。ケアマネは困難事例に神経をすり減らし、支援を求めているのですが、、、。</p>			
<p>質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。</p>			

質問 1-1 年齢	29 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	青森県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
私が担当させていただいている利用者様の 2 割程度が毎月限度額ギリギリで介護サービスを利用されています。その為、1,000 円分の介護サービス利用が削減されてしまうことが考えられます。経済的、負担も増大する事が考えられます。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
「居宅介護支援費の利用者負担導入」に関してのご本人様、ご家族様へのご説明やサービス提供事業所との連絡調整などでかなりの業務量増大が考えられると思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
居宅契約者の軽減が考えられると思います。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
利用者様への混乱を招いたり、適切なサービス利用に繋がらない恐れが出てくると思われれます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
元利用者様よりケアプランの作成する上での助言などを求められる事も考えられます。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
居宅契約者の軽減が考えられると思います。セルフプランになった場合のサービス担当者会議など招集が困難ではないだろうか。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
利用者様よりケアプラン作成に関しての多数の相談問い合わせが考えられると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
利用者様、ご家族様、居宅介護支援者、行政などそれぞれの立場にたってみても「居宅介護支援費の利用者負担導入」は負担だけが増えてしまうだけなのではと思います。			

質問 1-1 年齢	48 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	青森県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3～5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
限度額ぎりぎりか多少限度額を超えて、サービス利用をしながら在宅生活を送っている方のサービス料を調整しなければならない。利用者の状態により、医療ニーズが高い方や認知症の方を抱えている家族への身体的にも精神的にも負担が大きくなる。また、必要であるにも関わらず、利用できないことにつながる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
介護支援専門員は、公正に中立な立場で介護保険の中核的位置で、福祉医療とも連携し専門職として必要なサービスをアセスメントしているが、負担導入で利用者家族は自己中心的なサービスを求めることや追う金をもらって専門職としての意見や判断は通じなくなる。介護保険制度の根本的な理念が崩れ、介護保険制度そのものが崩壊すると思う。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質のよいケアマネジメントやサービス導入の崩壊。家族の都合のよいサービスや要望通りの調整を多く求められる。現在の業務内容に加えて、セルフケアプラン作成の支援を求められるようになり、本来すべきことが何か、居宅費にもならない業務が増えるのではないかと。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
高齢世帯や独居、障害世帯が多く、同居家族との折り合いなど家庭での問題を抱えている中、利用者自身や家族がケアプラン作成から請求業務までこなすことは困難である。高齢で理解力も低下する中、面倒な事は嫌がり、介護保険サービス離れが多くなり、孤独死や事故死の増加となる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護支援専門員の必要性が無くなる。または収入にならない業務に追われる。質の向上を目指して、研修を重ねよりよい介護支援専門員を目指していたが、必要ない。努力や振り返りもいらない。質の良し悪しは関係なくなる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
単独で立ち上げた居宅介護支援事業所の廃業、セルフケアプランを手助けする、新たな悪徳業者が現れ、利用者の激減となる。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
セルフケアプランで計画や担当者会議や請求業務等すべてのものが崩れるため、介護保険制度自体がいずれは崩壊する。保険料への影響も……。国保連の事務作業の混乱。不正があっても見つからないであろうさまざまな事がマイナスに働くと思う。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
断固反対。			

③北関東ブロック

質問 1-1 年齢	33 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	茨城県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	I	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3～5 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得者など国民年金受給者へのサービス量が制限されてしまい、本来の介護保険制度からかけ離れていってしまう危険性ははらんでいる。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
事務手続き（利用料計算）や利用者からの無理難題を押し付けられてしまう（1 割負担をしている為、家族が強く出てきてしまい、マネジメント業務に支障が出る可能性がある。 また介護保険制度の創設時期と同じ制度改正の説明が多くなり、本来の介護支援専門員としてのモニタリング・アセスメントへの時間が割けなくなってしまう、実質サービス残業が多くなり、バーンアウトしてしまう介護支援専門員が増えてしまう。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
特定事業所を算定している事業所から算定していない事業所への移動がはじまり、サービスありきではなく金額ありきになってしまう。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
よくわからずセルフプランを作成することにより、サービスの適正利用ができなくなってしまう。保険者の担当によって同じ状態での格差が出てしまう。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
市町村からセルフケアを行なえるだけの能力があるとは到底考えにくい。ケアプランチェックといえども、ただ集めるだけで、その後なんの返答もない保険者が大半をしめており、保険者の業務が増え、適正化事業もどこかへいってしまうと、知識のないケアマネがそのままのさばってしまい、次回改正時にも居宅支援費の UP が望めなくなってしまう。厚生労働省は頑張っているケアマネがいることは理解しているものの、なんとなくケアマネを行っている人がいることを理解している為、低い人に支援費を合わせている現状がある。日本介護支援専門員で言っている支援費に到達することが到底困難になってしまう。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
今以上に新規利用者が少なくなり、状況によっては現状の利用者も減ってしまう可能性があるため、収支バランスが悪くなり、事業所の経営がなりゆかなくなってしまう。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
適正化事業だけでなく、保険者の対応が大変になってしまう。一部の職員が疲弊してしまい、介護保険制度自体が崩壊してしまう。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
居宅介護支援費に関しては全額保険者負担の原則は固辞するべきであり、もし 1 割負担の導入がある場合、これは国が介護支援専門員不必要とみなされたに等しいと思っている。適正な加算をとり、24 時間対応をしているから特定事業所加算が算定できているのに、利用者負担ができてしまったら、居宅介護支援事業所が激安スーパー化してしまう。ただ介護支援専門員は物を売っているわけではなく、人と人とのかわりを生業としている為にも、利用者負担へは絶対に反対である。			

質問 1-1 年齢	49 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	群馬県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
デイサービスを一回減らす、ヘルパーを減らすなど、しなければならぬ方が出てくると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者も介護保険料を納めているのだからと権利を主張しています。今後は、さらに「公務員扱いの人にお金を払っている」という意識が出てくるため、いつでも困ったときに「すぐに来い」「何でも頼む」と今以上に権利を主張すると思います。中立公正に対応できなくなるような気がします。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
福祉用具貸与のみの利用者は、居宅支援事業所と関わらなくなり、利用者、家族にとって、孤立、閉じこもりがさらに進むと思います。介護放棄や虐待予防は防げないと思います。適切な利用であれば問題ありませんが、福祉用具貸与事業者は特に問題です。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
何のためのケアプランなのか？わからなくなります。ケアマネジャーの作成したケアプランは必要ない。また、意見やアドバイスは聞かなくても「サービス提供を受けて、在宅生活できる」とかかわりを持たない人が増えるでしょう。学習意欲がなくなります。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
時間を割いて行ってきた職員研修や相談援助業務、自己研鑽、何のためのケアプラン作成なのか？わからなくなります。それと、大きな収入減です。 (私の事業所は一人ケアマネですが、現在、集中減算対象期間中です。予防～介護に変更になった方、それに地域包括支援センターから引き受けた困難事例、それぞれ、同一法人だったのです。個人経営なので、16 件～20 件程度でしたが、割り算すると 20 件/月でしたので、非常に厳しい仕打ちが続きます。計算高い事業所は利用者間のトレードしている状況。こんななかで、まじめにやっているケアマネジャーが損をする制度なんて、ばかばかしい。生活してゆけません。)			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
不正を見抜けなくなる。行政職が一件一軒、巡回する必要が出てくること。虐待、介護放棄が発見できなくなる。民生委員さん等の業務が増えること。今でも「使わせてやっている」姿勢の強い行政の圧力がいっそう強くなること。など考えました。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
特定事業所は、利用者が減るでしょうから、有能なケアマネジャー配属事業所との差はどこになるのか？本末転倒です。国も県も、そして法人等もが予算を使って教育したケアマネジャーは活躍する場を減らされてしまうようです。			

質問 1-1 年齢	56 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	茨城県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
低所得世帯が多い現状ですので、必要なサービスも減らすことを考える利用者が出てくると思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
本人の機能維持や重度化を防ぐ必要性についてなどの助言を行い、公正中立な立場で相談支援を行うよう努めていますが、時には指導的な助言が必要となるケースも多い状況です。利用者負担金をいただかなければならないことになれば、本人の状況や介護状況などで問題と感ずいても指導的には言いにくくなると思います。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
サービス利用についても控えるケースが出てくると考えます。バックのない小規模の事業所で現在も苦しいのですが、更に厳しい運営を迫られるのではないかと心配です。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
極端な例かもしれませんが、機能維持に向けてサポートしてきた利用者様も、お金を掛けたくない家族によって機能低下したり寝たきりにされてしまうこともありえると思います。特に虐待のケースの発見や対応が難しくなると思います。経済的な不安も影響することが多いのでサービスを使いたがりませんから、セルフプランになったら中止することも考えられ、本人は孤立してしまい、悲惨な状況となることもあり得ます。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
セルフプランでは、病状の安定や機能維持に向けての視点は抜け落ち、使いたいサービスだけになるのではないのでしょうか？関わってきたケアマネの無力感につながるのではないのでしょうか？			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
収入減は確実でしょうから、不安です。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
不十分な理解でセルフプランを作ってくる方も多いでしょうから、保険者は個々の利用者家族への対応が大変になるでしょう。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
公正中立な立場で支援するためには、ケアマネの活動には利用者負担導入には反対です。			

④南関東ブロック

質問 1-1 年齢	57 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	埼玉県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
サービス利用負担の 1 割に対しても経済的にきつい方が多いなか、介護保険サービス利用を適切に受けられるか不安。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
今のままでも事務負担が大きい。金銭が絡むと扱いの処理の事務負担も加わり、ケアプラン作成の妨げになる。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
公平・中立な利用の妨げとなる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
セルフプランを適正に指導していく力が行政にあるのか。今のままでも住民に十分な説明ができていない場面を多く目にする。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
介護保険本来の目的から大きく外れていくことが予想される。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
本来の業務以外の問い合わせが増えると考えられる。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者の負担が大きくなり、住民へのサービス低下が心配である。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	58 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	東京都	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別		-	
質問 1-6 特定事業所加算の算定	Ⅱ	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
重度の方ほど、負担がかかるので必要なサービスを削減せざるをえなくなる（今でも、限度額を超えないように調整に四苦八苦している）。それにより療養型に入院されている方も、在宅サービスへもどりにくくなる（意外と病状は安定しているのに退院できない方は、介護度 4・5 の方が多い）。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
自己主張型・権利意識の高い方・クレーマーなどの利用者とその家族を相手に本来業務以外の精神的負担が増える可能性がある。また、上記のような方であれば利用者本位を勘違いされ言いなりプランを強要される可能性がある。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
質問 3 と関係ありますが、利用者と家族へ行政より今まで以上の啓もう活動を事前に行い徹底されない限り、せつかく自立支援の本来像に近づき、維持・改善型のプランをサービス事業所と連携し改善率を上げていこうという形になってきたのに、また言いなりプランを作成せざるを得なくなる可能性がある（特に、1 人ケアマネや少人数の事業所）。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
共働き・独居・認知症の方が増えている状況で実際考えられない事態と混乱が起こる。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
保険者が対応できるなら良いが、結局委託されるか、ただ働きが増える可能性が出てくる（相談のみ近所だからと来る）。その結果、本来業務に支障がおこってくる。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
質問 2 と同じ			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
本来業務ができなくなる。1 人 1 人の対応になるので、地域での活動（今は担当が決まっている）がおろそかになる。営業時間の変更が必要になる（夜間対応・土・日対応など）。改善型のプランより言いなりプランになる可能性が大。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
今、少数の方の強い意見により議論が進んでいるように思います。そうならないように介護支援専門員が、言いなりプランではなく改善型のプランを立てられるように全体のレベルアップをはかり、現状のまま公費負担で継続して行えるようにしていかなければと切に思います（現在の利用者と家族の方はケアマネの必要性を十分わかってくださっていますが、認知症の家族の会から出た意見が発端でこのような議論が展開されるようになりセルフプランができる家族がいるならそれもいいですが、全体で考えてほしいと思います）。			

質問 1-1 年齢	51 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	埼玉県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	10 年以上
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	有	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
確実に利用しにくくなります。中には国民年金でサービス料の支払いが 1 万円を超えないようにしたい方もいらっしゃるの、料金が超えないように調整しなくてははいけません。1,000 円あればデイサービスに 1 回は通所できます。入浴も食事もできます。命を削ることにもなりかねないです。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
中にはプラン作成を断念する人もいるかもしれません。相談もできない制度では、あつてないようなものになりかねない。お金持ちのみ利用できる福祉制度では困ります。料金を払えない方へのプラン作成援助が出来なくなり、ケアマネジャーの意欲の低下になります。資格はとつても働かないケアマネジャーが増えるのではないのでしょうか。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
1 割負担になり、利用者が減れば今でも赤字なのにますます運営が厳しくなり、当事業所のような零細企業では廃業も検討しないとなくなります。また経営からすると、集金できない利用者を切り捨てる事業所も出てくるのではないのでしょうか。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
今の介護保険制度は複雑で、加算も多くシステム利用しないと給付管理の計算が出来にくい状況です。高齢な利用者さんが計算できたり、予定調整をすることは困難ではないのでしょうか。サービス事業所も混乱をきたします。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
自分で出来る方が増えることは、自立にもなるのでいいと思いますが、節約のためにセルフケアでは違うと思います。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
今後居宅支援事業所は運営が、ますます困難になると思います。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
保険者は適正なサービス利用か、自立支援になっているサービスか確認しなくてははいけませんので、事務作業も増えますが、市民への教育、指導がいまより増えると思います。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
制度設立の理念である、介護の社会化が料金発生で相談も出来なくなり、介護保険制度自体の継続が危ぶまれます。高齢福祉の理念のノーマライゼーションが、介護保険設立で侵されてきているように思います。			

⑤北陸ブロック

質問 1-1 年齢	49 歳	質問 1-2 性別	男性
質問 1-3 都道府県	福井県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別	-		
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	3 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
減少する利用者の方が多いと思います。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
負担金なしが、定着している制度であるので、理解していただくのに大変な能力と時間が必要である。改正時に行政等はその理解を得るために事業所等が行うのが当然のようにし、その努力がみられないことが多いと感じている。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
減収になる。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
適切なケアマネジメントができないように思う。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
減収以外特にない。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
減収以外特にない。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
適切な給付管理が難しいと感じる。事業所とのトラブルも予想され、その対応が保険者にできるか疑問。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			

質問 1-1 年齢	38	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	石川県	質問 1-4 勤務先種別	現在、介護支援専門員の業務に就いていない
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別			-
質問 1-6 特定事業所加算の算定	-	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	否
<p>質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。</p> <p>サービス量では、凶りかねるような事情を抱えていらっしゃる利用者にとっては、制限せざるを得ない状況が発生すると思われます。</p>			
<p>質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。</p> <p>介護支援専門員のサービス計画作成にかかる意識は高まるかもしれません。しかし一方で、利用者の権利意識の高まりとともに、やり取りに疲弊するかもしれません。</p>			
<p>質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。</p> <p>介護支援専門員のサービス計画作成にかかる意識は高まるかもしれません。しかし一方で、利用者の権利意識の高まりとともに、やり取りに疲弊するかもしれません。</p> <p>各事業所のサービス計画作成にかかる姿勢や方針統一をはかり、介護支援専門員を守ること、そして、利用者へのサービスの質の均一の教育をきちんとすることが求められると思います。</p>			
<p>質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。</p> <p>適切な情報が発信されていないと、居宅サービス事業所の利用に支障をきたす恐れがあります。地域住民に適切な情報発信を行うこと、居宅サービス事業所とのやり取りにかかる仲介機能を果たすこと、などに保険者の役割が増すと思います。</p>			
<p>質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。</p> <p>上記同様ですが、これまで以上に、保険者による情報開示が求められると思います。保険者による情報開示を、噛み砕いて伝える役割があるかと思います。</p>			
<p>質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。</p> <p>上記同様ですが、これまで以上に、保険者による情報開示が求められると思います。各介護支援専門員は、保険者による情報開示を、噛み砕いて伝える役割が求められ、事業所としても、伝え方を整理しておくことが求められます。</p>			
<p>質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。</p> <p>5-1 と同様。適切な情報が発信されていないと、居宅サービス事業所の利用に支障をきたす恐れがあります。地域住民に適切な情報発信を行うこと、居宅サービス事業所とのやり取りにかかる仲介機能を果たすこと、などに保険者の役割が増すと思います。</p>			
<p>質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。</p>			

質問 1-1 年齢	54 歳	質問 1-2 性別	女性
質問 1-3 都道府県	富山県	質問 1-4 勤務先種別	居宅介護支援事業所
質問 1-5 質問 1-4 で「その他」の場合の勤務先種別		-	
質問 1-6 特定事業所加算の算定	算定無し	質問 1-7 介護支援専門員登録年数	5～10 年未満
質問 1-8 主任介護支援専門員資格の有無	無	質問 1-9 ご勤務先の事業所の管理者か否か	管理者
質問 2 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、仮に 1 割とすれば、新たに利用者の金銭的な負担が毎月 1,000 円超増えることとなります。利用者のサービス量はどのように変化しますか。			
居宅介護支援費が利用限度に入ってくる事になれば、大変です。かなりの利用者の限度調整が必要になるか、自費分が増えて来ます。個別にはどのサービスを削るか等、新たな意向も確認が必要ですが。			
質問 3 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、介護支援専門員自身にどのような影響がありますか。			
利用者からは 1 円も頂く事無くプラン作成に当たると言う公正中立の基盤が揺らぎます。自信を持って提案出来るかどうか利用者の意向のみに押し切られる事も有るかも知れません。経済的に厳しい利用者に対して必要なサービスを自粛せざるを得なくなります。利用者負担の無い所で真摯な気持ちでマネジメントに携わっている自分の理念、やりがい感が喪失します。			
質問 4 「居宅介護支援費の利用者負担導入」は、居宅介護支援事業所にどのような影響がありますか。			
漠然とですが、居宅の理念の揺らぎ、自信を持っての提案等の自粛により、消極的な援助に傾くかな？と懸念致します。			
質問 5-1 「居宅介護支援費の利用者負担導入」により、セルフケアプランが増えることも予想されますが、このことに関して、利用者への影響について教えてください。			
自立に向けたアセスメントに基づけるかどうか。			
質問 5-2 引き続き、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、介護支援専門員への影響について教えてください。			
信頼関係の揺らぎとケアマネの専門性への軽視等が発生するのが心配。			
質問 5-3 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、居宅介護支援事業所への影響について教えてください。			
仕事の依頼の減少により赤字経営と困難から閉鎖も有るかも。居宅間の良く無い競争から足の引っ張り合いと質の低下。			
質問 5-4 同様に、セルフケアプランが増えることも予想されることに関して、保険者への影響について教えてください。			
給付の先読みが出来にくい。苦情相談、給付管理の急増による混乱。制度そのものが崩壊するかも。			
質問 6 これら以外に、「居宅介護支援費の利用者負担導入」についてご意見等がありましたら、ご記入ください。			
プラン作成のみならず、多岐に渡る相談援助として、介護サービスの不足による谷間を埋める様な活動を展開している、ケアマネの存続は利用者家族の最も身近で心強い味方だと自負しております。介護保険制度の何が一番優れているかと言ったら、私たちケアマネジャーと言う職種を世に送り出した事では無いでしょうか？その地味地な働きにより単に利用者だけでは無く、医療連携上、病院医療者も入退院のおりにも、又パックサービスによる保険者の給付削減にもメリットが有ったはずで、利用者負担に寄らないケアマネ活動の根拠として支援費は絶対これまで通りをお願いしたいです。細い年金暮らしの高齢者の負担と不安を煽る様な事は止めて欲しいです。			